

第3章 一般廃棄物

第1節 一般廃棄物の現状と課題

1 ごみ処理の現状と課題

(1) ごみ総排出量

ごみ総排出量は減少傾向にあり、平成21年度においては693千トンと、平成16年度(801千トン)に比べ108千トン減少しています。

1人1日当たりのごみ排出量も同様な傾向で推移しており、平成21年度には971g/人・日と、平成16年度(1,119g/人・日)に比べ148g/人・日減少しています。

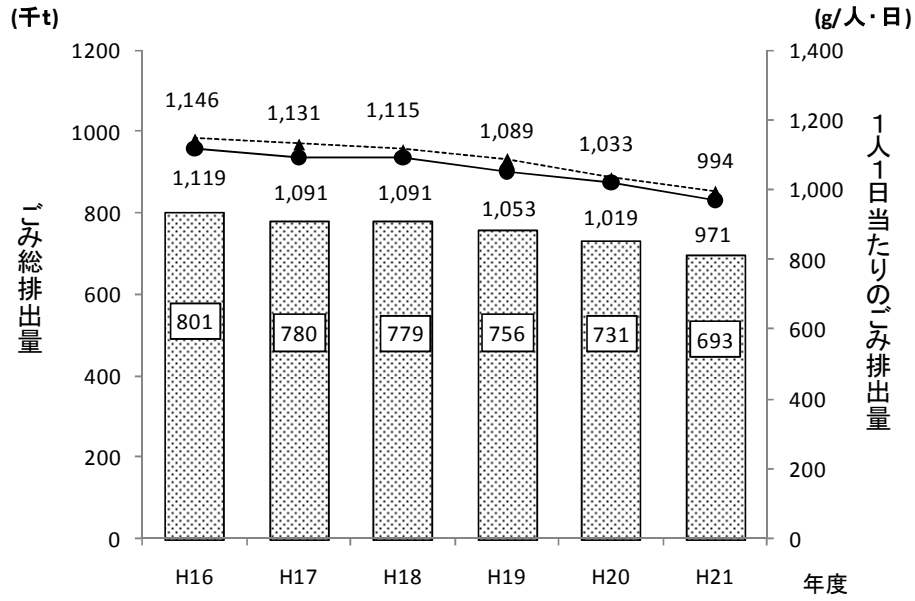
ごみ総排出量を生活系と事業系別でみると、生活系ごみは平成16年度に対し平成21年度は79千トン(14.1%)減の478千トン、事業系ごみは平成16年度に対して29千トン(12.0%)減の215千トンと、共に減少傾向にあります。

表3-1-1 ごみ総排出量等の推移

項目		年度					
		H16	H17	H18	H19	H20	H21
人口 (人)		1,961,498	1,958,589	1,957,701	1,961,480	1,965,300	1,954,461
ごみ総排出量	計画収集量 (t/年)	656,639	640,581	639,829	618,201	597,443	561,226
	直接搬入量 (t/年)	82,406	76,127	76,871	78,176	75,025	78,241
	集団回収量 (t/年)	61,809	63,131	62,542	59,385	58,557	53,358
	合計 (t/年)	800,854	779,839	779,242	755,762	731,025	692,825
	生活系ごみ (t/年)	557,005	543,916	543,765	532,111	515,518	478,302
	事業系ごみ (t/年)	243,849	235,923	235,477	223,651	215,507	214,523
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)		1,119	1,091	1,091	1,053	1,019	971
うち生活系 (g/人・日)		778	761	761	741	719	670
うち事業系 (g/人・日)		341	330	330	312	300	301

備考：1)「ごみ総排出量」は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」における、「一般廃棄物の排出量(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)」と同様とした。

2) 1人1日当たりのごみ排出量=(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)÷総人口÷365又は366



■ ごみ総排出量 ● 1人1日当たり(岡山県) ▲ 1人1日当たり(全国)

図 3-1-1 ごみ総排出量・1人1日当たりごみ排出量の推移

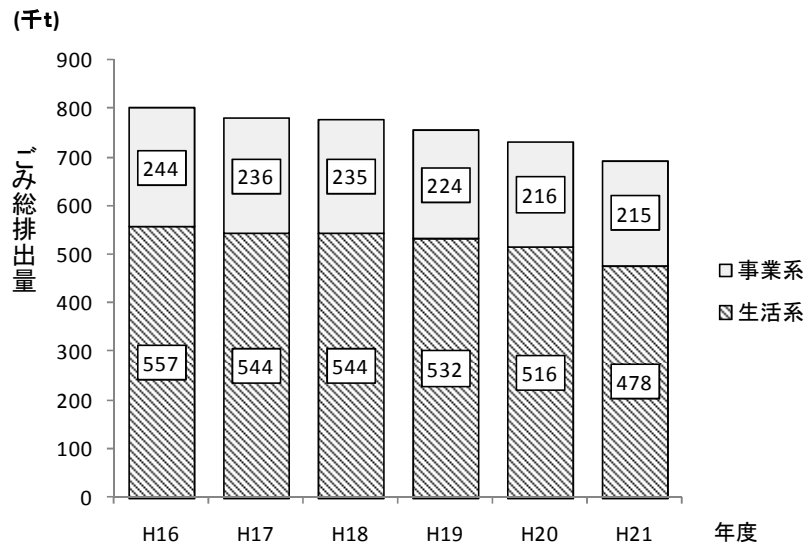


図 3-1-2 生活系・事業系ごみ別排出量の推移

(2) ごみ処理の現状

① ごみ処理の状況

平成21年度における一般廃棄物(ごみ)の総排出量は693千トンで、集団回収量を除いたごみ処理量は639千トンとなっています。そのうち、直接焼却処理された量が554千トン、破碎・選別等により中間処理された量が55千トン、直接資源化された量が15千トン、中間処理されずに直接最終処分された量が15千トンとなっています。

また、総資源化量は、直接資源化量、中間処理後資源化量と住民による集団回収量を合計して180千トンとなっています。最終処分量は、直接最終処分量と中間処理後の最終処分量を合計して57千トンとなっており、中間処理により減量化された量は456千トンとなります。

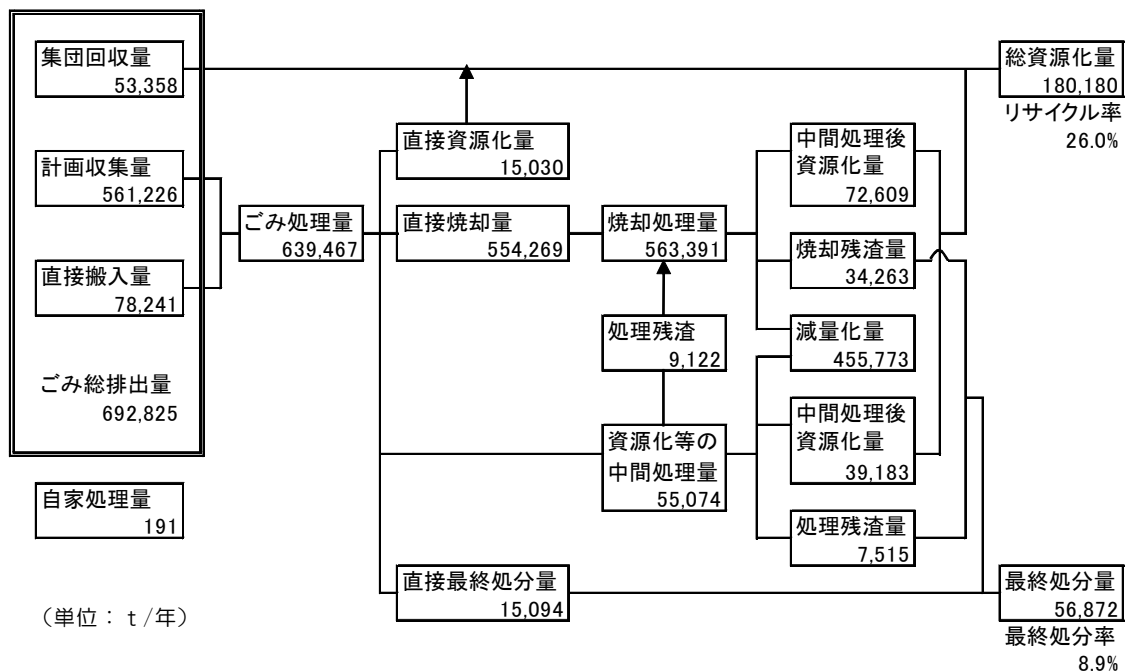


図 3-1-3 一般廃棄物(ごみ)処理のフロー(平成21年度)

ごみ処理状況の推移をみると、直接最終処分の割合が減少傾向にある一方で、直接焼却量及び資源化等の中間処理量の割合が増加しています。

表 3-1-2 ごみ処理状況の推移 (単位：t/年)

項目 \ 年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21
直接焼却量	633,275	615,203	618,204	604,262	588,559	554,269
資源化等の中間処理量	54,182	56,525	56,302	54,868	56,670	55,074
直接資源化量	21,617	19,748	21,435	18,343	11,791	15,030
直接最終処分量	29,971	25,232	20,759	18,904	15,448	15,094
合計	739,045	716,708	716,700	696,377	672,468	639,467

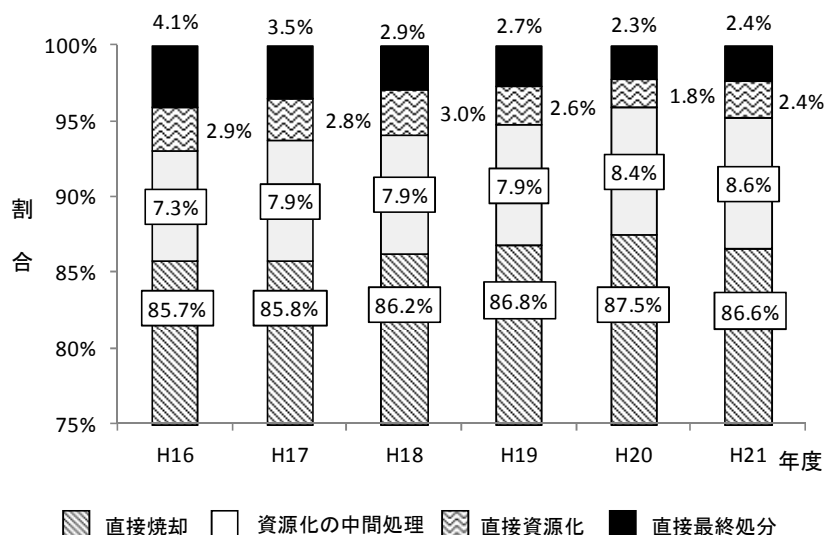


図 3-1-4 ごみ処理の割合

② リサイクルの状況

ア 資源化量の推移

総資源化量は、平成 17 年度に急増し、その後微減傾向にあります。平成 21 年度の資源化の内訳は、直接資源化量が 15 千トン（8.4%）、中間処理後資源化量が 112 千トン（62.0%）、集団回収量が 53 千トン（29.6%）となっています。

表 3-1-3 手法別資源化量の推移

（単位：t/年）

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21
直接資源化量	21,617	19,748	21,435	18,343	11,791	15,030
中間処理後資源化量	46,407	117,931	113,774	108,069	113,778	111,792
集団回収量	61,809	63,131	62,542	59,385	58,557	53,358
合計	129,833	200,810	197,751	185,797	184,126	180,180

備考：1）直接資源化量：市町村が収集し、当該市町村の中間処理施設を経ずに再生業者等に直接搬入されるもの

2）中間処理後資源化量：市町村が収集し、当該市町村の中間処理施設で処理された後、再生業者等に搬入されるもの

3）集団回収量：住民団体等による回収で、市町村が用具の貸し出し、補助金の交付等により関与しているもの

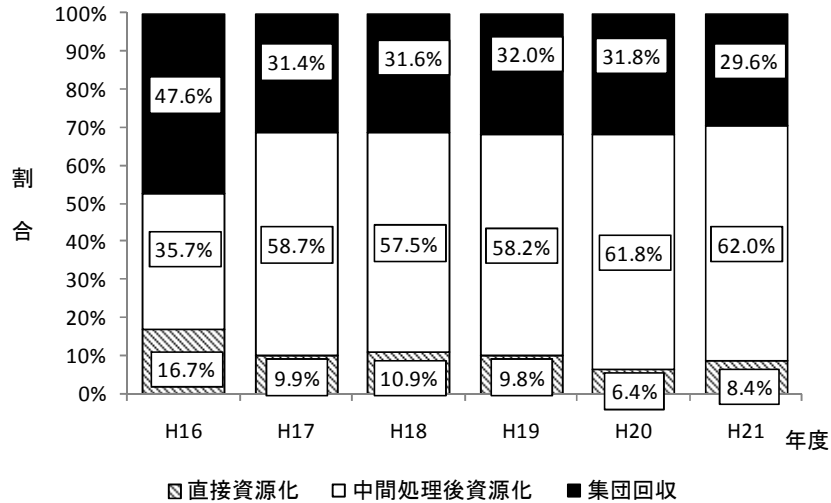


図 3-1-5 手法別資源化割合の推移

イ 品目別資源化量の推移

平成 21 年度の品目別の資源化量で最も多いのは、その他で 75千トン資源化されており、次いで紙類、金属類、ガラス類の順となっています。その他が平成 17 年度以降に増加しているのは、ガス化溶融施設の精製合成ガス、溶融スラグ等によるものです。

1 人 1 日当たり品目別資源化量の経年変化をみると、紙類は平成 18 年度をピークに減少傾向、金属類及びガラス類は平成 17 年度をピークに減少傾向、ペットボトルは平成 16 年度をピークに減少傾向、プラスチック類はほぼ横ばい状態であったものが平成 21 年度に増加しています。

表 3-1-4 品目別資源化量の推移 (単位：t/年)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21
紙類	74,444	79,007	81,084	75,785	74,003	70,831
金属類	17,568	18,303	16,975	14,046	12,923	12,965
ガラス類	14,035	14,409	13,763	13,429	12,367	11,685
ペットボトル	5,038	2,399	2,596	2,709	2,751	2,588
プラスチック類	2,972	2,793	3,070	3,076	2,983	3,606
布類	2,673	2,970	3,494	3,291	3,500	3,785
その他	13,103	80,929	76,769	73,461	75,599	74,720
合計	129,833	200,810	197,751	185,797	184,126	180,180

備考：「その他」で平成 17 年度以降に増加しているのは、ガス化溶融施設の精製合成ガス、溶融スラグ等である。

表 3-1-5 1人1日当たり品目別資源化量の経年変化 (単位:g/人・日)

項目	年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21
紙類		104	111	114	106	103	99
金属類		25	26	24	20	18	18
ガラス類		20	20	19	19	17	16
ペットボトル		7	3	4	4	4	4
プラスチック類		4	4	4	4	4	5
布類		4	4	5	5	5	5
その他		18	113	107	102	105	105
合計		181	281	277	259	257	253

備考：四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

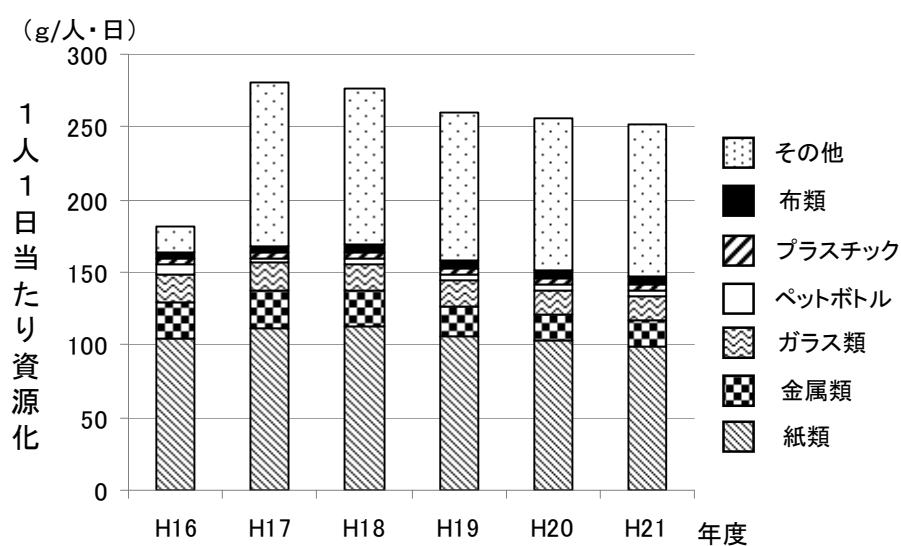
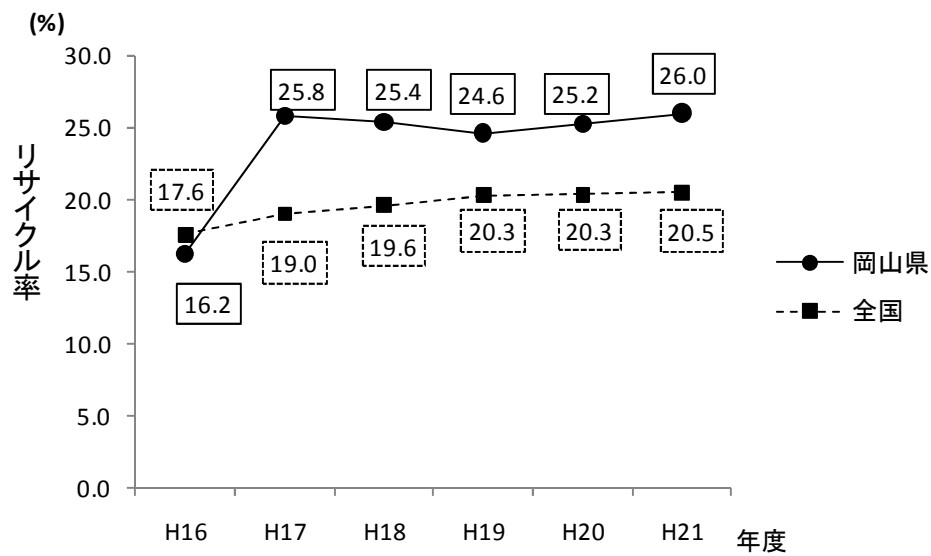


図 3-1-6 1人1日当たり品目別資源化量の推移

ウ リサイクル率の推移

リサイクル率は、平成 16 年度（16.2%）は全国平均（17.6%）より低い値でしたが、平成 21 年度では 26.0%と、全国平均（20.5%）を 5.5 ポイント上回っています。



備考：リサイクル率＝（直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量）÷ごみ総排出量×100

図 3-1-7 リサイクル率の推移

③ 最終処分の状況

ア 最終処分量の推移

最終処分量は、年々減少傾向にあり、平成21年度の最終処分量は57千トンであり平成16年度と比較するとおおむね半分程度まで減少しています。

平成21年度の内訳は、直接最終処分量が15千トン(26.5%)、焼却残渣埋立量が34千トン(60.3%)、処理残渣埋立量が8千トン(13.2%)となっています。

表 3-1-6 最終処分量の推移

項目	年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21
	直接最終処分量 (t/年)		29,971	25,232	20,759	18,904	15,448
焼却残渣埋立量 (t/年)		67,845	41,690	40,528	40,962	36,468	34,263
処理残渣埋立量 (t/年)		12,740	11,064	9,305	8,617	7,139	7,515
合計	(t/年)	110,556	77,986	70,592	68,483	59,055	56,872
	(t/日)	303	214	193	187	162	156

備考：処理残渣＝焼却施設以外の中間処理施設から発生する不燃性の残渣

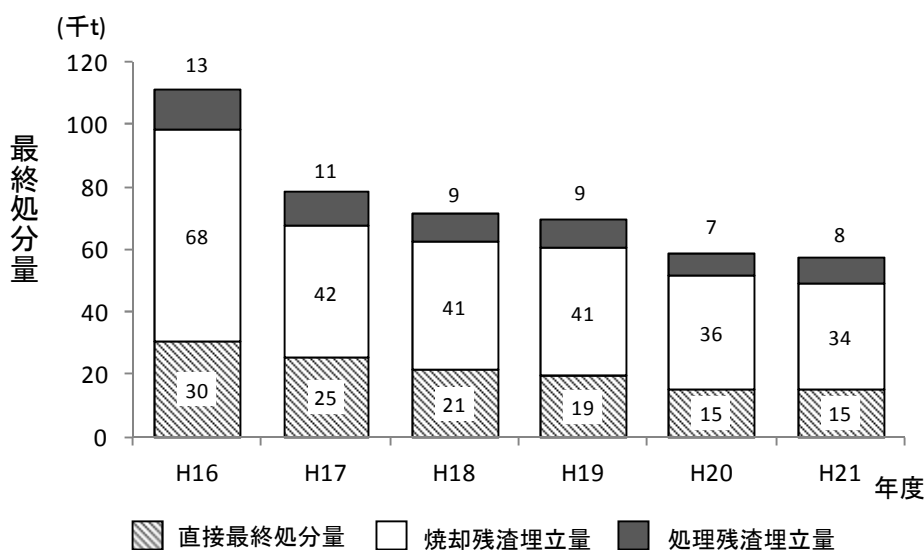
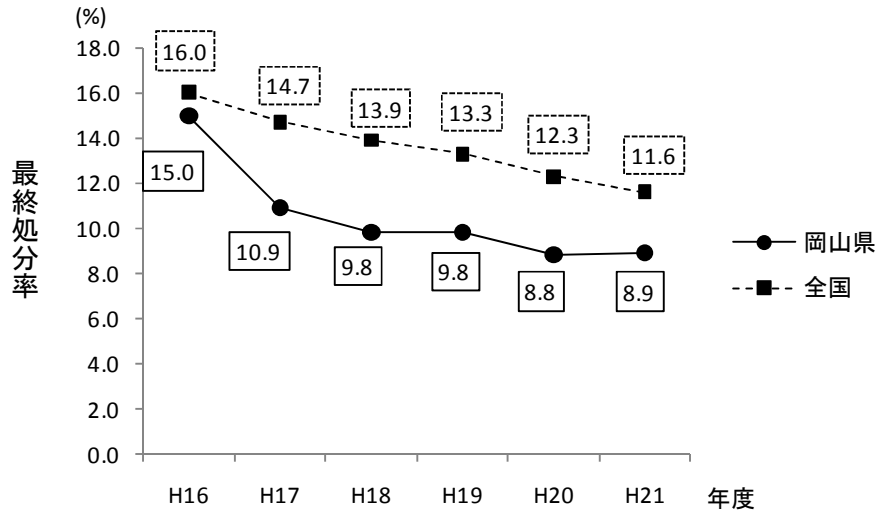


図 3-1-8 最終処分量の推移

イ 最終処分率の推移

最終処分率は年々減少傾向にあり、平成 21 年度 of 最終処分率は 8.9% と平成 16 年度 (15.0%) より 6.1 ポイント減少しています。



備考：最終処分率＝最終処分量÷ごみ処理量×100

図 3-1-9 最終処分率の推移

(3) ごみ処理施設の設置状況

① ごみ焼却施設

ごみ焼却施設は平成 22 年度末現在、26 施設で合計 2,907 t /日の処理能力を有しています。平成 17 年度と比較すると施設数は減少していますが、合計処理能力は若干増加しています。

表 3-1-7 ごみ焼却施設の設置状況

項目 年度	施設数					合計 処理能力(t/日)
	施設規模(t/日)				合計	
	10未満	10以上 100未満	100以上 300未満	300以上		
平成 17 年度末	1 (3.6%)	17 (60.7%)	6 (21.4%)	4 (14.3%)	28 (100%)	2,846
平成 22 年度末	1 (3.8%)	15 (57.7%)	6 (23.1%)	4 (15.4%)	26 (100%)	2,907

備考：1) ()内は合計施設数に対する割合

2) 倉敷市資源循環型廃棄物処理施設（一般廃棄物分の処理能力 303t/日）を含む。

また、ごみ焼却施設は一般に稼働後 15 年～20 年程度が更新時期といわれていますが、平成 22 年度末現在で稼働年数が 21 年以上経過している施設は全 26 施設中 6 施設で、それらの施設の処理能力は合計で 549 t /日となっています。

表 3-1-8 稼働年数別のごみ焼却施設の状況

稼働年数 項目	1～5 年	6～10 年	11～15 年	16～20 年	21 年以上	合計
施設数	1 (3.8%)	1 (3.8%)	8 (30.8%)	10 (38.5%)	6 (23.1%)	26 (100%)
合計処理能力 (t/日)	303 (10.4%)	450 (15.5%)	756 (26.0%)	849 (29.2%)	549 (18.9%)	2,907 (100%)

備考：1) 稼働年数は 22 年度末現在

2) ()内は合計値に対する割合

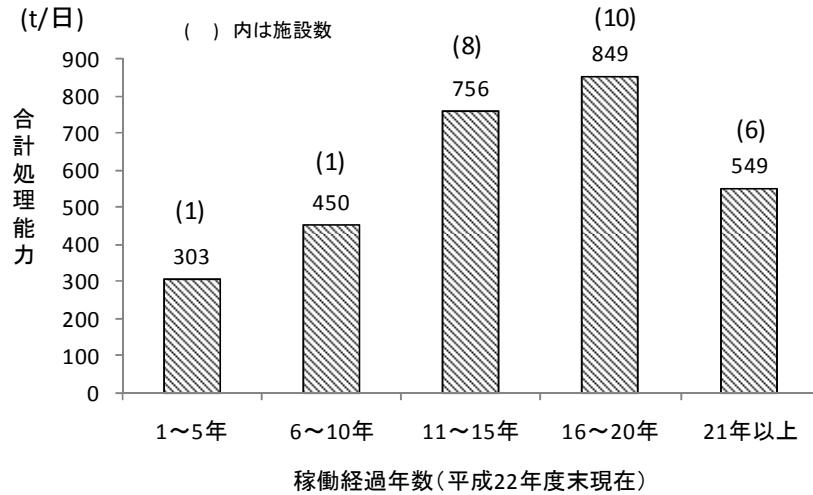


図 3-1-10 稼働年数別のごみ焼却施設

② 粗大ごみ処理施設及び資源化施設

粗大ごみ処理施設は平成 22 年度末現在、9 施設で合計 329 t /日の処理能力を有しています。また、資源化施設は 17 施設で合計 177.9 t /日の処理能力を有しており、合計 506.9t/日の処理能力を有しています。

平成 17 年度と比較すると施設数は 7 施設、合計処理能力は 34 t /日増加しています。

表 3-1-9 粗大ごみ処理施設・資源化施設の設置状況

年度	項目	施設	施設数	合計処理能力 (t/日)
平成 17 年度末		粗大ごみ処理施設	9	284
		資源化施設	10	188.9
		合計	19	472.9
平成 22 年度末		粗大ごみ処理施設	9	329
		資源化施設	17	177.9
		合計	26	506.9

③ 最終処分場

一般廃棄物最終処分場は、平成 22 年度末現在、25 施設が稼働しており、埋立面積は 324 千 m²、全体容量は 2,386 千 m³です。残余容量は 1,114 千 m³ (平成 21 年度末現在)であり、平成 17 年度末と比較すると 213 千 m³少なくなっています。

なお、このほか、緊急処理体制として一部市町村の焼却灰・ばいじんの熔融固化物を受け入れている財団法人岡山県環境保全事業団の最終処分場（主に産業廃棄物を処分）があります。

表 3-1- 10 最終処分場の設置状況

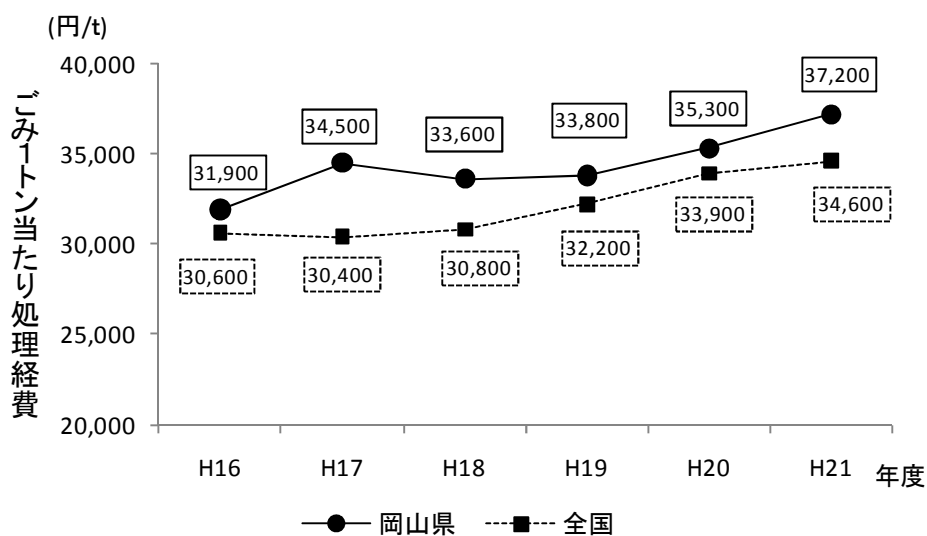
項目 年度	施設数	埋立面積(m ²)	全体容量 (m ³)	残余容量 (m ³)
平成 17 年度末	30	375,254	2,563,935	1,264,734
平成 22 年度末	25	324,461	2,385,850	1,113,503

備考：平成 22 年度末の残余容量は、平成 21 年度末現在である。

(4) ごみ処理経費の状況

ごみ 1 トン当たりの処理経費（施設改良費及びその他の費用を除く。）をみると、平成 16 年度以降、経年的に増加しています。

平成 21 年度の処理経費は、ごみ 1 トン当たり 37,200 円であり、岡山県は全国値より若干高い水準となっています。



備考：1) ごみ 1 トン当たりの処理経費(円/ t) = 処理及び維持管理費 ÷ (計画収集量 + 直接搬入量)
 2) 処理及び維持管理費 = 人件費、処理費、車両購入費、委託費、その他の合計

図 3-1- 11 ごみ処理経費の推移

2 第2次計画の目標の達成状況

(1) 第2次計画の目標の達成状況の評価

ここでは、第2次岡山県廃棄物処理計画で設定された一般廃棄物処理の目標に対する達成状況を平成21年度実績を用いて評価します。

① 第2次計画の目標

ア 排出抑制の目標

1人1日当たりの排出量を平成22年度において1,009g(※)とすることを目指す。

イ 資源化の目標

リサイクル率を平成22年度において約24%とすることを目指す。

ウ 最終処分量の削減目標

最終処分量を平成22年度において214トン/日とすることを目指す。

② 達成状況の評価

ア 排出量の削減目標

現状(平成21年度実績)におけるごみ排出量は、1人1日当たり897g(※)であり、第2次計画の平成22年度目標値(1人1日当たり1,009g(※))より少なくなっています。

イ 資源化の目標

現状(平成21年度実績)におけるリサイクル率は26.0%であり、第2次計画の平成22年度目標値であるリサイクル率24%より高くなっています。

ウ 最終処分量の削減目標

現状(平成21年度実績)における最終処分量は、156トン/日であり、第2次計画の平成22年度目標値である最終処分量214トン/日より少なくなっています。

(※) 国におけるごみ排出量の算出方法が、平成17年度実績から変更されており、1人1日当たりの排出量の算定方法も同様に変更されている。

平成16年度実績以前：ごみ排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋自家処理量

平成17年度実績以降：ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

なお、現在の算出方法に変更した場合、第2次計画の目標、平成21年度実績の1人1日当たり排出量は、それぞれ1,093g、971gとなる。

表 3-1- 11 第 2 次計画の目標値と現状

項目	年度	第 2 次計画		現状 H21 実績
		H16 実績	H22 目標値	
ごみ排出量	(t/日)	2,026	1,949	1,752
	(g/人・日)	1,033	1,009	897
(参考)	(t/日)	2,194	2,111	1,898
ごみ総排出量	(g/人・日)	1,119	1,093	971
	(t/日)	303	214	156
最終処分量	(g/人・日)	154	111	80
	(t/日)	169	175	146
集団回収量	(g/人・日)	86	91	75
	(%)	16.2	24.0	26.0

備考：1) 網掛け部分は目標値である。

2) ごみ排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋自家処理量

3) ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

4) リサイクル率＝（直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量）÷ごみ総排出量×100

(2) ごみ処理に関する課題

① ごみ排出量の削減

ごみ総排出量及び1人1日当たりの排出量は減少傾向で推移していることから、ごみ排出量の削減に向けた取組は順調であると考えられます。今後も県民・事業者・市町村・県が一体となり、さらなるごみ排出量の削減に向けて取り組む必要があります。

② リサイクルの推進

リサイクル率は、平成 16 年度から平成 17 年度にかけて大きく増加しましたが、これはガス化溶融施設の稼働による再生利用推進等が影響しています。しかし平成 17 年度以降はほぼ横ばい状態となっていることから、集団回収、直接資源化、中間処理後資源化等によるリサイクルのさらなる推進に努める必要があります。

また、小型家電製品等の製造に欠かせないレアメタルの供給が国際的に不安定な状況となっており、レアメタルの安定的確保が我が国の課題となっています。廃棄されている小型家電製品等にはこれらレアメタルが多く含まれ「都市鉱山」と呼ばれ、この都市鉱山からのレアメタル回収が一つの課題となっています。

また、低炭素社会の実現に向けて、再生可能な資源である廃棄物系バイオマスのエネルギー利用、マテリアル利用を推進していく必要があります。

③ 最終処分量の削減

最終処分量は、年々減少傾向にあり平成 16 年度と比較するとおおむね半減しており、最終処分量の削減に関する取組は順調であると考えられます。その要因としては、ごみ排出量の削減が順調であること、溶融スラグ等の焼却残渣の再生利用が実施されたことが考えられます。今後も最終処分場の延命化等の観点から最終処分量の削減を推進していく必要があります。

④ ごみ処理施設の計画的な整備等

一般廃棄物の適正な処理を確保するためには、廃棄物処理施設の計画的な整備が必要です。県では、適正処理の推進、ダイオキシン類の削減、リサイクルの推進、効率的な施設整備等の観点から、平成19年3月に新潟県ごみ処理広域化計画を策定しています。関係市町村の協議のもとで、循環型社会を形成するための基盤となる施設の整備を推進していく必要があります。

また、近年の廃棄物の処理には、適正処理の確保とともに、温室効果ガスの排出抑制など地球温暖化防止への配慮が求められており、新たな施設の整備や改良にあたっては、ごみ発電や熱回収などを推進していく必要があります。

一方で、廃棄物処理施設のライフサイクルコストを低減するため、効率的な更新整備や保安全管理を充実する「ストックマネジメント」の考え方を導入し、廃棄物処理施設の長寿命化について検討していくことが必要です。

3 し尿処理の現状と課題

(1) 処理形態別人口の推移

処理形態別人口は、公共下水道の普及により公共下水道人口が増加傾向で推移していますが、単独処理浄化槽人口、計画収集人口、自家処理人口は減少しています。

水洗化率は年々上昇傾向で推移し、平成21年度は84.0%となっていますが、全国値と比べると低い状況です。

表 3-1-12 処理形態別人口の推移

(単位：人)

項目		年度					
		H16	H17	H18	H19	H20	H21
総人口		1,961,498	1,958,589	1,957,701	1,961,480	1,965,300	1,954,461
水洗化人口	公共下水道人口	809,181	845,676	881,277	922,374	959,074	998,995
	コミュニティプラント人口	1,389	502	491	483	480	477
	合併処理浄化槽人口	373,369	375,206	378,256	374,879	384,066	371,228
	単独処理浄化槽人口	327,600	305,945	294,071	285,043	281,368	270,912
非水洗化人口	計画収集人口	432,618	415,693	389,588	366,985	331,443	305,149
	自家処理人口	17,341	15,567	14,018	11,716	8,869	7,700
水洗化率(%)		77.1%	78.0%	79.4%	80.7%	82.7%	84.0%

備考：水洗化率＝水洗化人口÷総人口×100

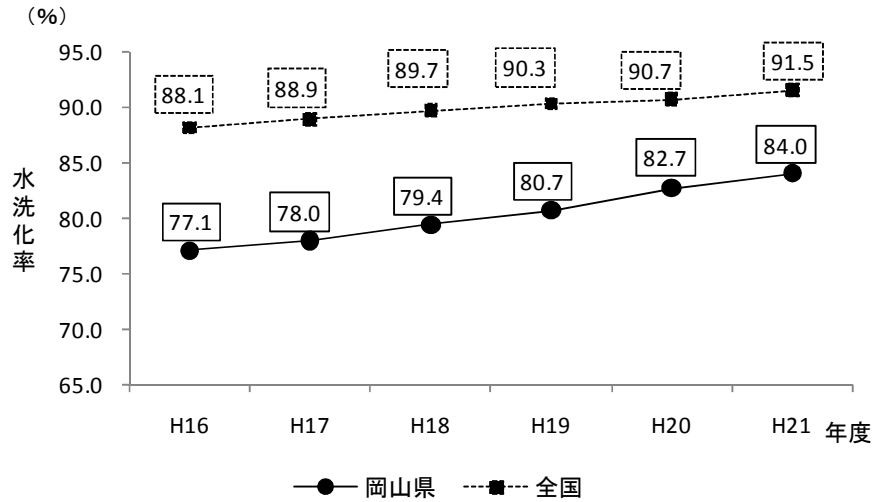


図 3-1- 12 水洗化率の推移

(2) し尿等の処理の現状

し尿及び浄化槽汚泥の処理量（自家処理量を除く。）は、減少傾向で推移しており、平成21年度で705千キロリットルとなっています。

経年的には、し尿は減少、浄化槽汚泥は増加傾向で推移しており、処理量全体に占める浄化槽汚泥量の割合は年々上昇しています。

表 3-1- 13 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移 (単位：kl/年)

項目 \ 年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21
処理量	783,369	761,977	752,238	732,207	719,968	705,281
し尿	347,846	321,039	310,819	295,755	279,949	266,869
浄化槽汚泥	435,523	440,938	441,419	436,452	440,019	438,412

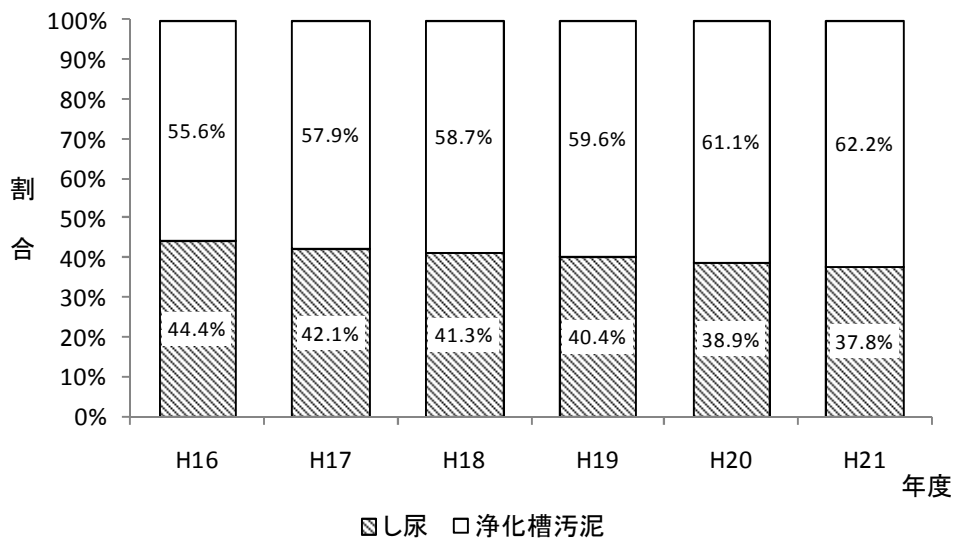


図 3-1- 13 し尿・浄化槽汚泥処理量の割合

平成21年度における処理状況は、処理量全体の91.9%がし尿処理施設で処理され、残りが下水道投入によって処理されています。

表 3-1-14 し尿・浄化槽汚泥の処理状況（平成21年度）

施設 処理対象物	し尿処理施設 (k l)	下水道投入 (k l)	合計 (k l)
し尿	245,811	21,058	266,869
浄化槽汚泥	402,405	36,007	438,412
合計	648,216	57,065	705,281
構成比	91.9%	8.1%	100%

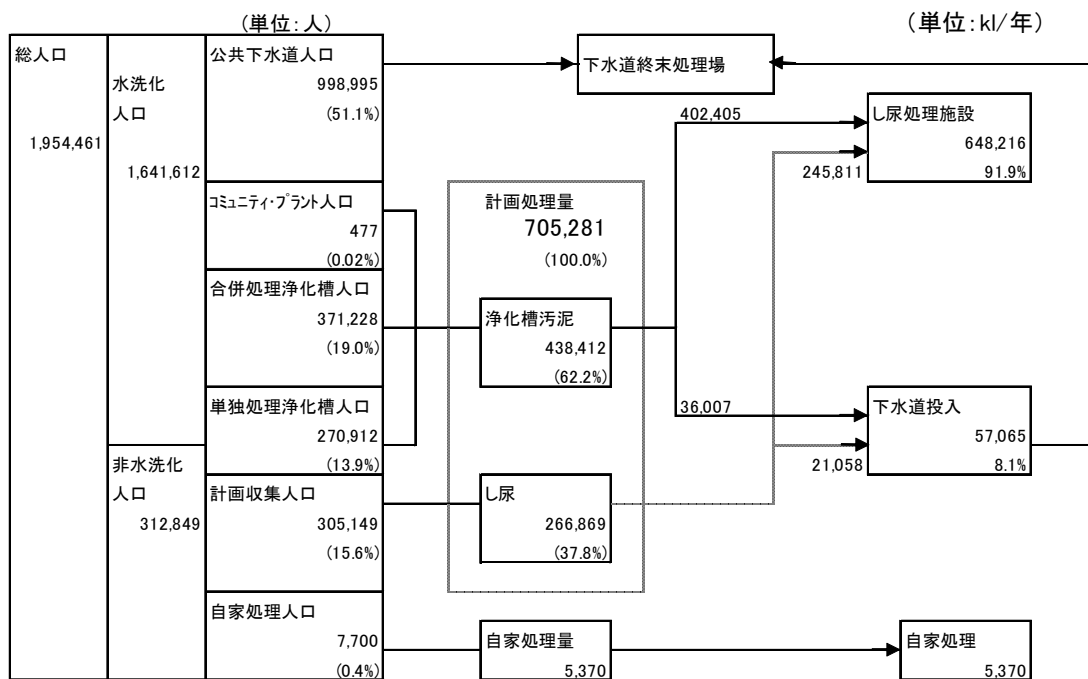


図 3-1-14 し尿・浄化槽汚泥処理のフロー（平成21年度）

(3) し尿処理施設の設置状況

し尿処理施設は平成22年度末現在、22施設で合計2,099kl/日の処理能力を有しています。

また、し尿処理施設は一般に稼働後15年～20年程度が更新時期といわれていますが、平成22年度末現在で稼働年数が21年以上経過している施設は全22施設中16施設で、それらの施設の処理能力は合計で1,515kl/日となっています。

表3-1-15 し尿処理施設の設置状況

項目 施設	施設数	合計処理能力 (kl/日)
し尿処理施設	22	2,099

備考：平成22年度末現在

表3-1-16 稼働年数別のし尿処理施設の状況

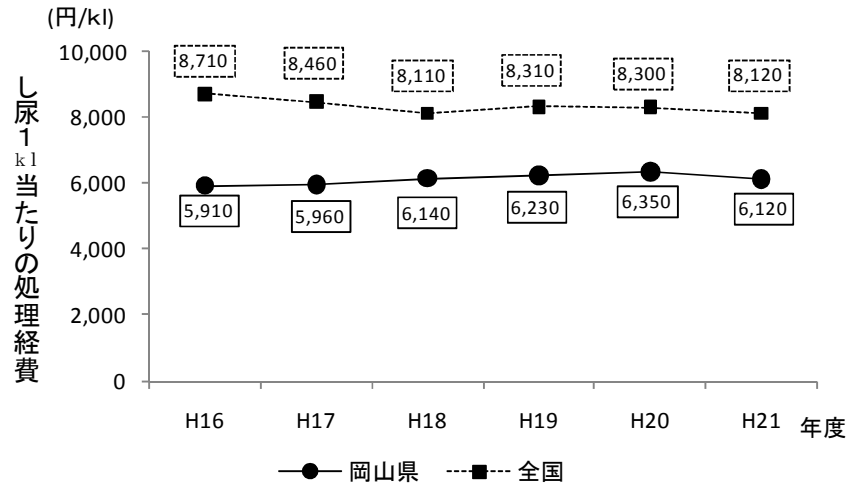
項目 稼働年数	1-5年	6-10年	11-15年	16-20年	21年以上	合計
施設数	1 (4.5%)	1 (4.5%)	1 (4.5%)	3 (13.6%)	16 (72.7%)	22 (100%)
合計処理能力 (kl/日)	90 (4.3%)	72 (3.4%)	180 (8.6%)	242 (11.5%)	1,515 (72.2%)	2,099 (100%)

備考：1) 稼働年数は平成22年度末現在

2) ()内は合計に対する割合(四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。)

(4) し尿処理経費の状況

し尿及び浄化槽汚泥1キロリットル当たりの処理経費（施設改良費及びその他の費用を除く。）を経年的にみると、ほぼ横ばい傾向で推移しており、平成21年度で6,120円/klと全国値(8,120円/kl)に比べて低い経費となっています。



備考：1) し尿 1kl 当たりの処理経費(円/kl)＝処理及び維持管理経費÷計画処理量
 2) 処理及び維持管理経費：(人件費、処理費、車両等購入費、委託費、その他)の合計

図 3-1- 15 し尿処理経費の推移

(5) し尿処理に関する課題

① 汚水処理施設の整備

生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、引き続き、下水道や合併処理浄化槽の整備促進を図るとともに、生活雑排水が処理されない単独処理浄化槽については、合併処理への転換を図るなど、汚水処理施設の整備を推進していく必要があります。

② し尿処理施設の老朽化

市町村におけるし尿処理施設は、稼働年数が21年以上を経過している施設が全22施設中16施設あり、老朽化が懸念される状況です。今後の施設整備に当たっては、し尿・浄化槽汚泥の衛生的な処理の確保とともに、循環型社会の形成に寄与するため、処理過程で排出される汚泥等の有効利用などを考慮した施設とする必要があります。

第2節 一般廃棄物の将来予測と目標

1 ごみ総排出量の将来予測

(1) 将来予測の方法

計画目標年度を平成27年度として、次の方法により、ごみ量の将来予測を行いました。

① 人口の将来予測

国立社会保障・人口問題研究所の推計人口を採用する。

② 生活系ごみ排出量の将来予測：

生活系ごみ排出量の将来予測：過去10年間（平成12年度～平成21年度）の生活系ごみ（集団回収を含む。）の1人1日当たり排出量実績を基に、過去からの傾向（トレンド）が将来も同様続くものとして、トレンド法により予測（将来予測人口に1人1日当たり排出量を乗じることにより全体量を予測）する。

③ 事業系ごみ排出量の将来予測

事業系ごみ排出量の将来予測：過去10年間（平成12年度～平成21年度）の事業系ごみの年間排出量実績を基に、トレンド法により予測する。

(2) ごみ総排出量の将来予測結果

過去のごみ量の推移を基に、岡山県における将来のごみ量の予測を行った結果は、次のとおりです。

事業系ごみ排出量は若干増加が予測されますが、生活系ごみ排出量の減少が上回る見込みであるため、平成27年度のごみ総排出量は平成21年度実績に比べて、21.1千トン減少する見込みです。

表3-2-1 ごみ総排出量の将来予測結果

項目	年度	実績				予測値
		H12	H16	H19	H21	H27
人口	(人)	1,963,178	1,961,498	1,961,480	1,954,461	1,909,626
生活系ごみ排出量	(千t/年)	574.1	557.0	532.1	478.3	450.9
事業系ごみ排出量	(千t/年)	221.3	243.8	223.7	214.5	220.8
合計（ごみ総排出量）	(千t/年)	795.4	800.9	755.8	692.8	671.7

備考：1) 生活系ごみ排出量は集団回収量を含む。

2) 「ごみ総排出量」は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」における、「一般廃棄物の排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）」と同様とした。

3) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

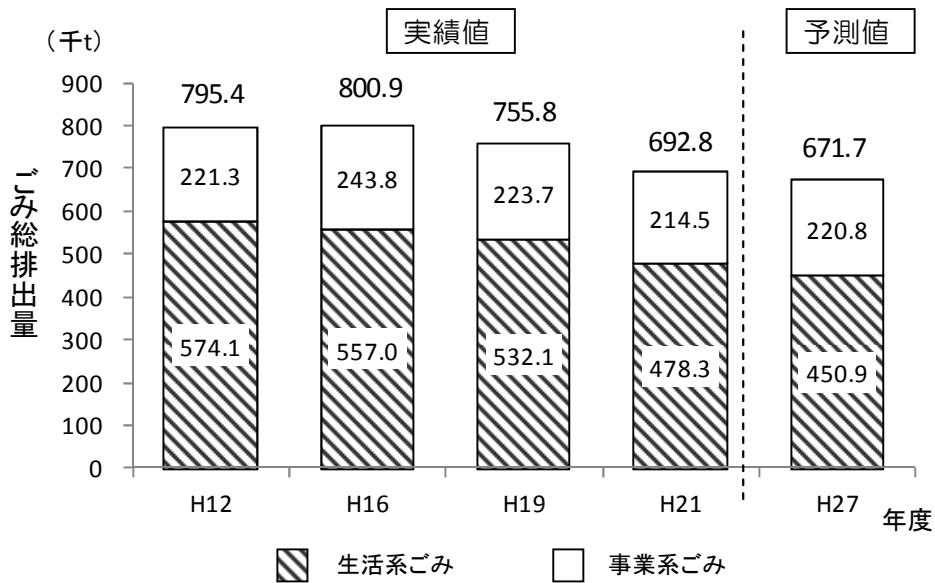


図 3-2- 1 ごみ総排出量の将来予測結果

2 ごみ処理の将来予測

現状のごみ処理が継続されると仮定して、計画目標年度の平成 27 年度における処理量の予測を行うと、下表のとおりとなります。

表 3-2- 2 ごみ処理の将来予測

項目	年度		現状	予測値
			H21	H27
人口	(人)		1,954,461	1,909,626
ごみ総排出量	(千 t / 年)		692.8	671.7
	(t / 日)		1,898	1,835
	(g / 人・日)		971	961
処理・処分量	資源化量	(千 t / 年)	180.2	174.7
		(t / 日)	493.6	477.3
		(g / 人・日)	253	250
	最終処分量	(千 t / 年)	56.9	55.1
		(t / 日)	155.8	150.7
		(g / 人・日)	80	79
リサイクル率			26.0%	26.0%

- 備考：1) ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量
 2) 資源化量＝直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量
 3) リサイクル率＝資源化量÷ごみ総排出量×100

3 一般廃棄物の減量化の目標

国の基本方針において示された目標や本県の状況を踏まえ、次のとおり目標値を設定します。

表 3-2-3 国の基本方針における一般廃棄物の目標値

	平成 27 年度目標値
排出量	平成 19 年度比約 5%削減
再生利用率	約 25%に増加
最終処分量	平成 19 年度比約 22%削減

(1) 排出抑制の目標

平成 27 年度における 1 人 1 日当たり排出量を 935 g とすることを目指します。

国の目標値は、平成 19 年度から平成 27 年度の 8 年間で排出量を 5%削減することとなっています。本県における 1 人 1 日当たりの排出量は全国平均値（1,089g/人・日）を下回っている状況にあることを踏まえ、平成 21 年度の 971g/人・日を基準とし、国の目標値の年平均削減率の 6 年分 3.75%を削減することとし、935g/人・日を目標とします。

(2) 資源化の目標

平成 27 年度におけるリサイクル率を 32.7%とすることを目指します。

国の目標値は平成 27 年度に再生利用率 25%であり、岡山県では平成 21 年度実績（26.0%）において既に上回っていることから、より進んだ目標を設定することとし、エコビジョン 2020 における目標を踏まえ、リサイクル率 32.7%を目標とします。

(3) 最終処分量の削減目標

平成 27 年度における最終処分量を 130t/日とすることを目指します。

国の目標値に準ずると 146t/日が目標値となりますが、排出抑制及び資源化の目標を踏まえ、130t/日まで最終処分量を削減することを目標とします。

以上の一般廃棄物の減量化の目標と関係数値を整理すると次のとおりになります。

表 3-2-4 一般廃棄物の減量化の目標と関係数値

項目		年度	H16 実績	H21 実績	H27 目標値等		
人口		(人)	1,961,498	1,954,461	1,909,626		
ごみ総排出量		(千 t /年)	800.9	692.8	653.7		
		(t/日)	2,194	1,898	1,786		
		(g/人・日)	1,119	971	935		
処理・処分量		資源化量		(千 t /年)	129.8	180.2	213.8
				(t/日)	355.7	493.6	584
				(g/人・日)	181	253	306
		最終処分量		(千 t /年)	110.6	56.9	48
				(t/日)	302.9	155.8	130
				(g/人・日)	154	80	68
リサイクル率			16.2%	26.0%	32.7%		

備考：1) 網掛け部分は目標値である。

2) ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

3) 資源化量＝直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量

4) リサイクル率＝資源化量÷ごみ総排出量×100

第3節 目標達成等に向けての取組

1 排出者（事業者）責任の徹底・強化

（1）排出者の自主的な取組の推進

廃棄物の減量化やリサイクルを推進するため、県民は、再生品の使用、ごみの発生の少ない商品の購入等、ごみを出さないライフスタイルを実践することが必要です。また、事業系ごみを排出する事業者は、自らの責任において適正に処理を行うことが原則です。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none">○ 県は、県民の一般廃棄物の排出抑制とリサイクルの推進に向けての自主的な取組が促進されるよう、ごみゼロ社会推進事業等を通じて、啓発や情報提供を実施します。○ 「もったいない」をキーワードとして、3R（発生抑制、再使用、再生利用）について県民一人ひとりの意識改革と実践活動を促すためにフォーラム等を開催し、「おかやま・もったいない運動」を推進します。○ エコな取組や3Rを促進するポスター等のコンテストなどを通じて、優れた取組を表彰し、広く県民に紹介することによって、環境にやさしいエコなライフスタイルへの転換を促進します。○ 事業系ごみを多量に排出する事業者は、自ら処理計画を作成し、減量化・資源化に取り組んでいくものとし、市町村はそれを積極的に指導するよう、県は助言・技術的援助を行います。

（2）リサイクル関連法に対する理解と協力

各市町村においては、分別収集計画に基づいて、容器包装廃棄物の分別収集が進められていますが、分別が不十分な場合は、再生利用が効率的に行えず、コストの増大を招くおそれがあるため、分別排出への協力は非常に重要なものとなります。また、特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）等に対する排出者の理解と協力が必要です。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none">○ 市町村において、第6期分別収集計画（平成23年度～27年度）に沿った容器包装廃棄物の分別収集が円滑に促進されるよう、県は市町村に対し技術的援助を行います。○ 家電リサイクル法、自動車リサイクル法に基づき、対象廃家電、使用済自動車の適正なりサイクルが推進されるよう、県は市町村とともに、消費者・事業者に対して必要な啓発を行います。○ 国において検討されている使用済小型家電製品等を対象としたリサイクル制度について、県はその検討結果を踏まえ、排出者、事業者、市町村等の役割分担や回収処理体制について周知を行い、分別収集・回収を促進するよう働きかけます。

2 排出抑制と循環的利用の推進

(1) 目標設定による排出抑制等の推進

国の基本方針や本計画には一般廃棄物の目標を掲げています。

各市町村において、これら目標を勘案しつつ、地域の実情に応じた目標を設定し、県民・事業者・市町村が協力して、目標達成に向けた取組を実施していくことが重要です。

主 な 取 組

- 一般廃棄物処理計画の策定（改訂）及び目標値の設定によって関係者の具体的な行動や目標等が明らかとなり、ごみの排出抑制やリサイクルが一層推進できることから、県は市町村における一般廃棄物処理計画の策定等を助言していくとともに、技術的な援助に努めます。

(2) 総合的な推進体制の強化

ごみの排出抑制やリサイクルを推進するため、県は各種制度の確立や体制づくりを進めてきたところです。既存の体制・制度を活用するとともに、新たな体制・制度の構築に向けた取組が必要です。

主 な 取 組

- 県は、市町村、流通販売事業者等との連携の強化、各種イベントの開催や新聞、ラジオ等のマスメディアを通じての住民啓発等、総合的な推進体制の強化に努めます。

(3) 事業者（製造事業者、流通販売事業者、資源回収事業者）の取組の推進

ごみの排出抑制やリサイクルをさらに推進するためには、事業者の協力が不可欠であり、事業者はこれらの取組が自らの社会的責任であるとの認識のもと、リサイクルしやすい製品の開発、自らのリサイクル活動、再生品の利用促進等に努める必要があります。

主 な 取 組

- 県は、市町村とともに、各事業者に対して次のような取組を要請します。
 - ア 製造事業者は、ごみの発生の少ない製品やリサイクルしやすい製品の製造に努めるとともに、その容器包装についても最小限に抑えるよう努める。
 - イ 流通販売事業者は、商品の販売に係る容器包装を最小限に抑えるよう努め、可能な場合は無包装、それができない場合でも極力簡易包装に努めるとともに、資源回収への積極的な協力、排出量を増加させないような商品の販売、再生品の販売拡大に向けた積極的な取組を行う。また、排出者が環境に配慮した消費活動が実践できるような商品・情報の提供に努めます。
 - ウ 製造業者、流通販売業者は、製品・商品の輸送に当たっては、繰り返し使える容器等の使用に努めます。
 - エ 資源回収事業者は、行政と連携して資源回収ルート形成や拡大に努めます。

(4) マイバッグ運動の推進

レジ袋は、商品をお店から自宅に運ぶ比較的短時間使うために大量に製造され捨てられています。「買い物にマイバッグを持参して、レジ袋を受け取らない」という誰にでも簡単にできることを実践することで、レジ袋に係るごみを削減できます。

マイバッグ運動は、ごみの減量化やリサイクルを推進するとともに、県民一人ひとりが、ごみ減量化の必要性を自覚し、使い捨てのライフスタイルを見直す機会とする運動で、身近に取り組めるごみ減量化に向けた実践活動です。

主 な 取 組
○ 県と「岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議」は、事業者や消費者・環境団体、市町村等と協働で、レジ袋削減の啓発など、マイバッグ運動を推進します。

(5) 家庭から排出される不用品等の利活用の促進

家庭から排出される不用品等のうち、他の家庭で利用できるものがリユースされれば、家庭から排出されるごみの削減につながります。

主 な 取 組
○ 3Rを推進するためのイベント等を通じて、不用品のリユースについて啓発します。

(6) 経済的手法の導入

ごみ処理の有料化は、県内の市町村においても導入が進められており、一定の減量効果が確認されています。ごみ処理の有料化などの経済手法の導入は、ごみ排出量に応じた費用負担の公平化やごみ問題に対する県民・事業者の意識改革の観点から推進していく必要があります。

主 な 取 組
○ 県は、市町村に対して、ごみ処理の有料化に関する情報提供を行うとともに、必要な助言を行います。

(7) 使用済小型家電製品等のリサイクルの促進

金・銀・銅などの有用金属のほか、特定の国に偏在するレアメタルなどを含む小型家電製品等は「都市鉱山」と呼ばれ、循環資源としての有効利用が期待されています。現在、国においてこれらの機器を対象としたリサイクル制度の検討が行われています。

主 な 取 組
○ 県は、国の制度の検討を踏まえ、排出者、事業者、市町村等の役割分担や回収処理体制について周知を行い、使用済小型家電製品等のリサイクルを促進し、有用金属等の循環資源としての有効利用を促進していきます。

(8) 再生品等の使用促進

再生品の使用促進を図るためには、事業者の協力が不可欠であり、それらを県民・事業者へ広くPRしていくことが重要です。

また、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することを「グリーン購入」と言います。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を有しています。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ リサイクル製品の需要を喚起するため、再生品の使用促進に関する指針の周知徹底を図るとともに、「岡山県エコ製品」の種類や品目の拡充に努め、再生品等の普及を図ります。 ○ 県における環境に配慮した製品やサービスの調達方針を定めた「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づき、率先してグリーン購入に取り組みます。また、県下の市町村、事業者等と連携を図り、その普及啓発に努めます。 ○ 「岡山県エコ製品」については、県ホームページや各種広報媒体を活用して、県民や事業者に対し積極的にPRするとともに、イベントや展示会において製品とともに優れた活用事例を紹介するなどして使用促進を図ります。

(9) 集団回収活動等の推進

自治会や学校等で実施されている集団回収活動は、再生利用の推進のほか、環境教育の場としても重要な役割を担っていることから、市町村は実施団体に対して積極的な支援を行っていく必要があります。また、民間事業者や資源回収業者の協力による資源化物の回収も、分別と再資源化の推進のための取組として進められています。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、市町村に対し、集団回収活動に対する支援の拡充や民間事業者等の協力などによって分別と再資源化が推進されるよう助言・技術的援助を行います。

(10) 焼却灰等の再生利用促進

焼却施設から排出される焼却灰等の再生利用が実施されています。高温で焼却灰等を溶融し、生成した溶融スラグを土木資材等として活用する方法の他、最近では、セメント原料としての利用や、高温で焼成処理した後に人工砂として再生利用する技術などがあり、リサイクルの推進や最終処分量削減にもつながるため、積極的に推進していく必要があります。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、溶融スラグの利用促進を図るとともに、市町村や事業者に助言・技術的援助を行います。 ○ 県は焼却灰等の再生利用について、市町村に情報提供を行うとともに、再生利用促進のための手法や技術について調査・研究を行っていきます。

(11) 廃棄物系バイオマスの利活用等

県内の市町村や事業者において、使用済み食用油を回収し、軽油の代替燃料であるBDF（バイオディーゼルフューエル）として利用する取組が進められています。使用済み食用油の他、生ごみ、木くず等の廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成とともに、温室効果ガスの排出削減による地球温暖化対策にも有効であることから、その推進を図っていくことが必要です。また、生ごみ等を各家庭で適正に自家処理することも、ごみの排出抑制対策として有効です。

主 な 取 組
○ 県は、廃棄物系バイオマスの利活用に関する情報を市町村に提供するとともに、市町村が廃棄物系バイオマスの利活用に係る取組を推進しようとする際、助言・技術的援助を行います。
○ 県は、市町村に対し、家庭用生ごみ処理容器の購入補助や普及・啓発活動等の推進による排出抑制について助言・技術的援助を行います。

3 適正処理の推進

(1) 再生・処理システムの見直し

循環型社会形成推進基本法では、まず製品等が廃棄物等となることをできるだけ抑制するとともに適正な循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）を促進し、循環的な利用が行われないものについては適正に処分することを規定しています。したがって、再生・処理システムにおいては、この考え方を念頭に置いた取組を推進する必要があります。

一般廃棄物の処理責任を負う市町村にあっては、廃棄物処理システムを循環型社会の概念に適したものに変わっていくとともに、県民の廃棄物処理に対する不安を解消していくため、安全で信頼性の高い処理技術を導入していく必要があります。

主 な 取 組
○ 排出されたものはできるだけリユース（再使用）、リサイクル（再生利用）し、資源として使用できないものは熱回収する等、県民、事業者、行政がそれぞれの立場で、適正な循環的な利用及び処分に取り組んでいくものとします。
○ 特に市町村においては、ごみ処理施設の整備に当たって新処理技術の導入により、より高度な資源化等のできる施設を導入して、最終処分量をできるだけ減らすとともに、環境保全対策に配慮した安全で信頼性の高い処理技術の導入促進を図ることとし、県はその施設整備に当たって情報提供、市町村間の調整その他の技術的援助を行います。

(2) ダイオキシン類排出の削減

ダイオキシン類については、排出削減対策の推進により一定の成果が上がっています。さらなる排出削減には施設の集約等を促進していくことが必要です。

主 な 取 組
○ 市町村によるごみ処理施設の整備に当たっては、ごみ処理の広域化による施設の集約やダイオキシン類の環境への排出を可能な限り抑制できる技術を導入するなど、ダイオキシン類のより一層の削減に取り組むよう助言します。

(3) 焼却灰等の適正処理の確保

市町村は、区域内の一般廃棄物処理計画を定め、それに従って一般廃棄物の処理を行うこととされています。また、焼却灰等の一般廃棄物の処理を民間事業者に委託する場合についても、市町村は最終処分が完了するまでの適正な処理を確保する必要があります。

主 な 取 組
○ 県は、市町村による一般廃棄物の処理及び処理体制の整備について必要な助言・技術的援助を行います。
○ 現在最終処分場を有しない市町村に対しては、引き続き市町村による処理体制の整備を助言していくとともに、ごみ処理広域化の過渡期等における緊急処理として、平成15年度から実施している焼却灰・飛灰の県内の民間溶融処理施設・最終処分場を活用した処理体制を当面継続しながら今後の体制について検討していきます。

(4) 不法投棄等の不適正処理の防止

不法投棄等の環境犯罪は、地域の環境保全に悪影響を及ぼすことから、防止策を講じるとともに、早期発見できるシステムを構築することが必要です。

主 な 取 組
○ 県は、市町村が取り組んでいる不法投棄等の不適正処理に対する監視・指導体制について、必要な助言・技術的援助を行います。

(5) 災害時の廃棄物処理体制の整備

台風や地震などによる災害に際し、地域住民の生活環境を速やかに回復するためには、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理が必要です。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none">○ 災害発生時における災害廃棄物を適正に処理するため、国から「震災廃棄物対策指針」、「水害廃棄物対策指針」が示されています。県は、これらの指針に基づき、市町村が策定する「災害廃棄物処理計画」について必要な助言・技術的援助を行います。○ 災害廃棄物処理は、単独市町村では困難な場合があるため、市町村間の広域的な連携体制が確保されるよう、県は、各市町村の災害廃棄物処理計画を考慮しながら、市町村に対して情報提供や助言等を行うとともに、社団法人岡山県産業廃棄物協会、岡山県環境整備事業協同組合等との協力体制の活用を図ります。○ 市町村が災害時にがれき等の災害廃棄物を保管するためのストックヤード整備について検討する場合、助言・技術的支援を行います。

(6) 海ごみ対策の推進

県内では、瀬戸内海の環境保全のための様々な取組が行われてきたところですが、近年、河川や海岸等を通じて海域に流入した海ごみによる環境・景観の悪化、漁業被害等が問題になっています。海岸への漂着ごみについては、平成 21 年に、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（以下、「海岸漂着物処理推進法」という。）が施行されています。また、県では漁業者、漁業協同組合、沿岸市と連携した海底ごみの処理体制を構築しています。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none">○ 県は、海岸漂着物処理推進法の趣旨を踏まえ、市町村等と連携し、河川流域や海岸等におけるごみの投棄防止や発生抑制について意識啓発・周知を行います。また、海岸管理者、市町村等に対し必要な助言・技術的支援を行うなど海岸漂着物対策の推進を図ります。○ 漁業者、漁業協同組合、沿岸市、県で構築した海底ごみの処理体制を継続するとともに、さらなる取り組みの拡大を目指します。

4 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

(1) ごみ処理施設の整備促進

一般廃棄物の適正な処理を確保するためには、廃棄物処理施設の計画的な整備を促進していく必要があります。県では、適正処理の推進、ダイオキシン類の削減、リサイクルの推進、効率的な施設整備等の観点から、平成 19 年 3 月に新岡山県ごみ処理広域化計画を策定しています。関係市町村の協議のもとで、循環型社会を形成するための基盤となる施設の整備を推進していく必要があります。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ処理広域化の具体化に向けて協議等を進めている市町村に対し、十分な研究と協議が深められるよう、県は積極的に助言・技術的援助を行います。 ○ ごみ処理施設、リサイクル施設、最終処分場等の基盤的施設の整備については、より高度なエネルギー回収や資源化が可能な施設が整備され、最適な事業形態の選択が行われるよう、県は助言・技術的援助を行います。 ○ 市町村が廃棄物処理施設を整備するに当たり、国からの財政支援制度である循環型社会形成推進交付金制度が有効に活用されるよう、市町村に周知を行います。また、交付金を活用する市町村に循環型社会形成推進地域計画の策定及び実施について必要な助言・技術的援助を行います。

(2) し尿処理施設の整備促進

生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るためには、污水处理施設を効率的かつ効果的に整備する必要があります。県は下水道、集落排水、合併処理浄化槽等の污水处理施設整備を適切な役割分担のもと、計画的に整備するための長期的な指針として「クリーンライフ100構想」を策定しています。

し尿処理施設については、し尿等の衛生的な処理を確保するため、必要な処理体制の維持等を図っていく必要があります。また、し尿処理施設の整備に当たっては、処理過程で排出される汚泥等の有効利用を考慮した施設を推進していく必要があります。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、市町村においてクリーンライフ100構想を踏まえた各污水处理施設の整備事業（下水道事業、集落排水事業及び浄化槽事業）が促進されるよう助言を行います。 ○ し尿処理施設の整備については、し尿、浄化槽汚泥のほかに生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理し、資源回収を行う汚泥再生処理センター等の整備が推進されるよう、県は助言・技術的援助を行います。

(3) 地球温暖化防止に配慮した施設整備等

近年の廃棄物の処理には、適正処理の確保とともに、温室効果ガスの排出抑制など地球温暖化防止への配慮が求められており、新たな施設の整備や改良に当たっては、ごみ発電や熱回収などを推進していく必要があります。

また、生ごみ、木くず、し尿処理汚泥、浄化槽汚泥等の廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成とともに、温室効果ガスの排出削減により地球温暖化対策にも資することから、その推進を図っていくことが必要です。

主 な 取 組

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">○ 市町村における新たな施設整備や施設の改良にあたっては、ごみ発電や熱回収等を積極的に取り入れた施設・設備の導入が行われるよう、県は市町村に対して、助言・技術的支援を行います。○ 市町村におけるし尿・浄化槽汚泥の処理施設の整備にあたっては、メタン・リン回収、たい肥化等の施設による資源回収が行われるよう、県は市町村の事情を踏まえた上で適切な助言・技術的援助を行います。○ 県は、市町村による生ごみ、木くず等の廃棄物系バイオマスの利活用への取組を推進する観点から、必要な助言・技術的支援を行います。○ 県は、一般廃棄物の収集運搬に関して、低公害車の導入やバイオ燃料の利用等を進めるよう、市町村に対して助言・技術的支援を行います。 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(4) 廃棄物処理施設の長寿命化・延命化

廃棄物処理施設は他の都市施設と比較すると建設に高額な費用を要する上、施設全体として耐用年数が短い特徴があります。一方で、地方公共団体の財政状況は厳しい状況にあり、既存の廃棄物処理施設を有効利用するため、施設の機能を効率的に維持することが急務となっています。

こうした状況を踏まえ、国では、廃棄物処理施設の長寿命化を図り、そのライフサイクルコストを低減することを通じ、効率的な更新整備や保全管理を充実する「ストックマネジメント」の導入を推進しています。

主 な 取 組

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">○ 県は、市町村に対して廃棄物処理施設の長寿命化計画の策定について助言・技術的指導を行います。○ 市町村における廃棄物処理施設の長寿命化計画の策定及び基幹的設備改良事業の実施にあたっては、循環型社会形成推進交付金制度が有効に活用され、施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新が推進されるよう助言・技術的支援を行います。 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

5 廃棄物情報の共有化と相互理解

(1) 情報提供の推進

県民や事業者への説明責任や廃棄物処理をめぐる課題の共有等の面から、各主体における情報の共有は重要な課題となっています。多くの情報を分かりやすい表現で県民や事業者伝えていくことが重要です。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山県循環資源総合情報支援センターでは、インターネット等を活用して情報交換の円滑化を図ります。 ア 企業間における循環資源に関する情報交換 イ 事業者及び県民への廃棄物等の発生抑制並びに適正な循環資源の循環的な利用及び処分に資する情報提供 ウ 循環型社会の形成に関する事業者及び県民の意識の向上を図るために必要な情報提供

(2) 環境教育・環境学習の推進

県民や事業者が環境に配慮した行動を実践することは、環境保全や循環型社会形成において重要な要素であり、環境教育や環境学習を県全体で推進していくことが重要です。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山エコタウンプランに掲げる環境教育・環境学習を促進するために設置した、県民、環境団体等が集い、環境学習ができる「岡山県環境学習協働推進広場」を拠点として、NPO等環境活動団体と協働して環境学習に取り組みます。また、岡山エコタウン関係施設巡回見学受け入れ事業等も進めます。 ○ 循環型社会の形成推進のためには、行政、県民、事業者が一体となり、地域社会をあげて環境保全に取り組むことが重要であることから、県民一人ひとりの排出抑制やリサイクル品の利用促進など、地球環境問題や環境保全等につながる身近で具体的な行動を促進するために環境教育を推進します。 ○ 行政と地域コミュニティ、地域住民等が協働して環境学習に取り組み、地域での環境配慮型ライフスタイルへの転換を促進します。 ○ 小中学校の児童生徒を対象に教材を使用した学習と実践行動を通じた継続的な環境学習を行い、その成果を周囲の教職員、家庭等に波及させるなど効果的な環境学習を推進します。 ア 環境先進企業や廃棄物処理施設等の見学体験等を行う環境学習エコツアーの実施 イ 移動環境学習車を活用した環境学習出前講座の実施

(3) 循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針等の活用

市町村が分別収集区分や処理方法等の一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性和環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明することが求められます。

一般廃棄物の処理に関する事業のコスト分析手法や有料化、分別収集区分・適正な循環的利用・適正処分の考え方などについては、「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」等が示されており、地域の実情に応じた循環型社会の形成に向けた最適な処理システムの構築を図っていく必要があります。

主 な 取 組

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------|
| ○ 県は、市町村に対し、一般廃棄物処理システムの指針等の活用を促し、地域の実情に応じた最適な廃棄物処理システムの構築を図っていくよう助言・技術的援助に努めます。 |
|----------------------------------------------------------------------------------|